

那覇市立小学校自然教室実施事業貸切バス賃貸借 仕様書

1. 件名 那覇市立小学校自然教室実施事業貸切バス賃貸借(単価契約)
2. 日程及び目的地 別紙①のとおり
3. 委託期間 契約の日～令和7年2月28日
(自然体験学習実施予定期間:令和6年6月7日～令和7年2月7日)
4. 業務内容 市内小学校33校の5学年が実施する、自然教室(1泊2日)に係る貸切バスの運行を行う
(1)運行台数:94台
1回の車両数は1校当たり1台～5台
※記載した台数は予定台数であり、その台数の発注を保証するものではない。
(感染症や災害等の影響により、事業を中止する可能性があることも留意すること)
(2)運行経路:各学校と利用施設への送迎
施設所在地は別紙①のとおり
(3)大型バス(補助席を含め50名～60名程度)
5. 単価 単価には下記の料金を含むこと。
(1)バスの借り上げ料
(2)運転手の人件費
(3)燃料費
高速道路を使用した場合、高速料金は別途請求とする。
5. バスの配車及び運行管理について (1)配車時刻及び乗降場所については、各学校と調整するものとし、利用日当日は、遅延なくバスを配車すること。やむを得ない事情により配車時刻及び配車場所を変更する場合は、速やかに利用校及び発注者に連絡すること。
(2)運行中のバスに異常が生じた場合は、短時間で代替のバスを手配すること。
(3)利用校と協議し緊急時における連絡体制、事故処理体制及び責任者を明確にしておくとともに、交通事故その他緊急事態が発生したときは、直ちに適切な処置を行い、発注者へ連絡すること。
(4)地震・台風水害等の自然災害における運行については、速やかに対応について利用校と協議すること。
(5)運行中、児童の体調の変化があったときは、利用校の指示に従い対応すること。
6. 損害賠償 (1)受注者が業務の履行において同乗者又は第三者に損害を与えた場合は、すべて受注者が賠償の責を負うものとする。
(2)運行中に発生した交通事故については、受注者が賠償の責を負うものとする。
7. 損害賠償の免責 (1)発注者が法令又はこの契約に違反し、これによって発注者に損害が生じたとき。
(2)その他受注者の責によらない事由により発注者に損害が生じたとき。
8. 運行状況の報告 受注者は、利用校の運行状況(運行日時、運行台数)を明記した報告書を発注者へ提出するものとする。発注者は報告書を受けたときは、速やかに検収するものとする。
9. 費用の支払い 発注者は、報告書の検収後、受注者から適法な支払い請求書を受理した日から起算して30日以内にこれを支払うものとする。
10. キャンセルについて 悪天候のため、実施を延期する旨の報告があった場合は、利用校と延期について日程を調整することとし、キャンセル料は発生しないものとする。利用校からの延期の報告は実施日の前日までに行うものとする。
11. その他 仕様書に定めのない事項、又は委託業務上疑義が生じた場合は、協議して定めるものとする。